

第 4 回 JSPO ス少発第 4 号
令和 4 年 4 月 8 日

都道府県スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団
本部長 泉 正文

全国スポーツ少年団軟式野球交流大会における
学童野球新ルールの適用等について（通知）

平素より当協会スポーツ少年団諸活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、学童期の肘肩障害を中心とした野球障害予防を目的として、公益財団法人全日本軟式野球連盟にて 2022（令和 4）年シーズンから、学童部において新ルールを適用することが決定されました。

これを受け、日本スポーツ少年団活動開発部会にて協議の結果、標記交流大会においても当該ルールを適用することとなりましたので、下記のとおり通知いたします。貴スポーツ少年団をはじめ各スポーツ少年団が主催する大会におかれましても、当該ルール適用の徹底に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、令和 4 年 3 月 7 日付「第 3 回 JSPO ス少発第 321 号」文書にて「全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項」（以下「開催基準要項」という。）の改定について通知しておりますが、標記交流大会に係る大会競技規則等の改定箇所について、下記に改めて記載いたしますので、参加チーム選考の際には、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 学童野球新ルールの適用内容

適用ルール	適用内容	適用範囲
6 イニング制および時間制限	試合は、6 回戦（イニング）とする。ただし、試合開始後、1 時間 30 分経過以降は、均等回完了をもってゲームは終了とする（※）。	令和 4（2022）年より全国一律に適用。
ホームベースサイズの拡大	ホームベースは、一般用のサイズを使用する。	令和 4（2022）年は全国大会のみ適用。 令和 5（2023）年より全国一律に適用。

※標記交流大会の本大会（トーナメント式）においては、6 回戦の終了時、あるいは試合開始後 1 時間 30 分経過時に同点の場合、タイブレイク方式を採用します。ただし、交流試合においては、本大会の試合進行を考慮し、同点の場合であってもタイブレイク方式を採用せず、試合終了とします。

2. 開催基準要項について

(1) 改定内容

12.大会競技等規則 (2) の追加

<開催基準要項より該当部分のみ抜粋>

12. 大会競技等規則

- (2) 出場チームが支援を受けている企業・店舗等（チーム協賛社）の名称やロゴをユニフォームや用具に掲出することはできない（ユニフォームや用具を製作した企業の名称やロゴを除く）。

(2) 対象範囲

- ・全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
※令和4年度開催予定の第44回大会（奈良県）から対象とする。
※ブロック、都道府県および市区町村スポーツ少年団等が主催する各種大会については、当該スポーツ少年団にてご判断ください。

3. 添付資料

- ・令和4年3月7日付「第3回 JSPO ス少発第321号」文書
- ・全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項
- ・全国スポーツ少年団競技別交流大会開催基準要項改定対比表

—本件に関する問い合わせ先—
地域スポーツ推進部 少年団課
担当：石田、中尾
TEL：03-6910-5814
E-mail：jjsa@japan-sports.or.jp